

★ 5月25日までに盛土条例の許可がされた者は、盛土条例と盛土環境条例の両方の適用を受けます。

これまで
＜盛土条例＞

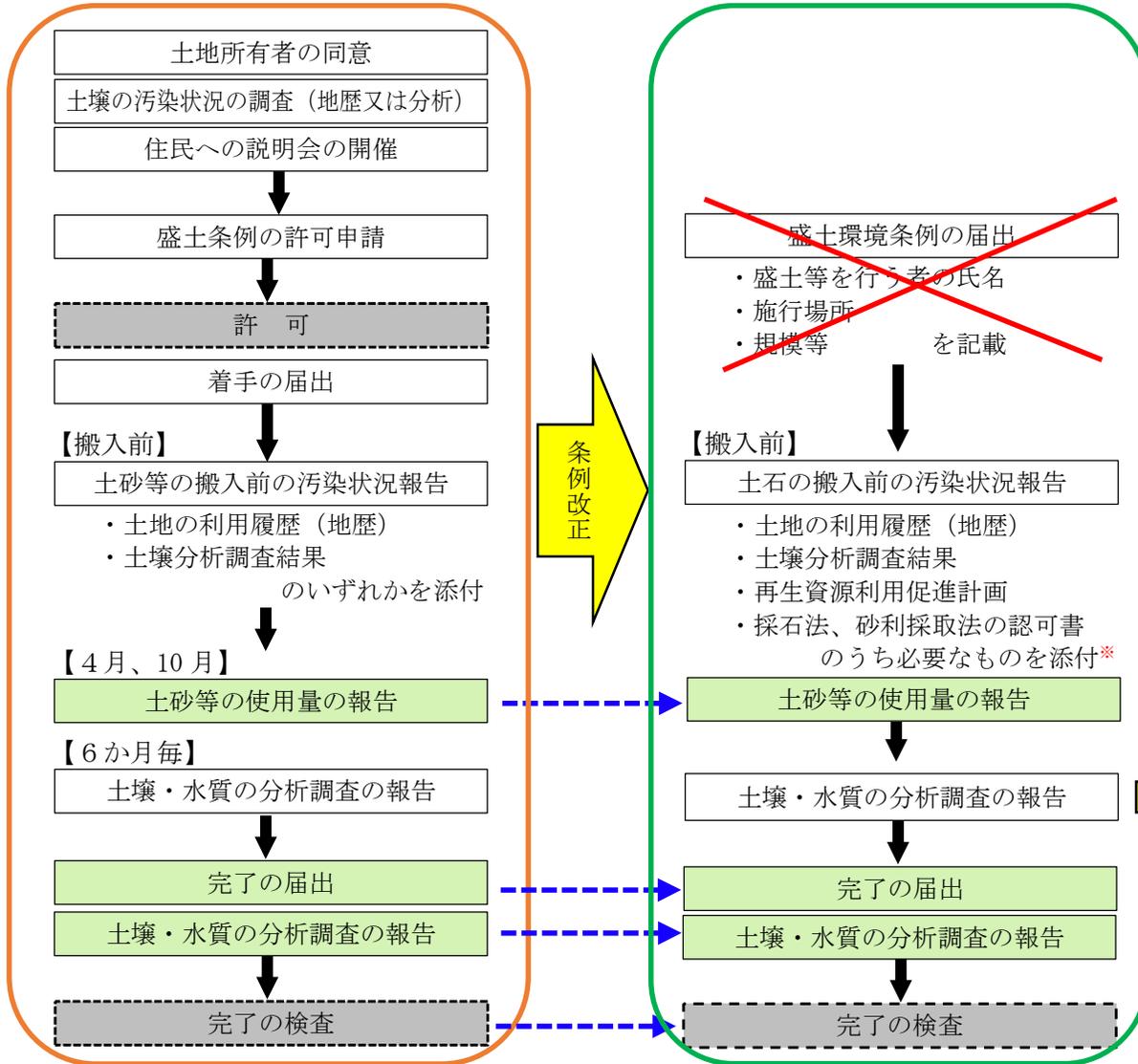
これから
＜盛土環境条例+盛土条例（経過措置）＞

★盛土条例の許可がされていても、盛土規制法第21条又は第40条の届出が必要です。
(5月25日までに着手しない場合は別途許可が必要)

盛土環境条例における水質、土壌の分析調査の扱い

	開発型盛土 ※1	土石の堆積 (一時堆積)	処分型盛土 ※3
時期/区分	宅地や工場用地造成等	ストックヤード等	残土処分場、資材置き場、太陽光発電所、農地の造成等
施工中 (6か月ごと)	不要 ※2	不要	必要
完了時	不要	不要	必要

- ※1 開発型盛土とは、都市計画法第4条12項の開発行為に該当する盛土。
- ※2 開発型盛土で、水質、土壌の調査を不要とできるのは、搬入前に土石搬入報告書の提出を行い、県により汚染のおそれがないことが確認されたもの。
- ※3 処分型盛土とは、開発型盛土と土石の堆積に該当しない盛土。



★盛土環境条例では、盛土の区分ごとに水質、土壌の分析調査の扱いが変わります。

★ 緑色の手続は、現行の盛土条例に基づく手続を行うものです。(変更が生じた場合も同様)

※ 複数の組合せを求める場合があります。